

静岡県公園内ドッグラン友の会 会 則

(名 称)

第1条 本会は名称を「静岡県公園内ドッグラン友の会」とする。

(目 的)

第2条 本会は、犬の躰けとマナーの向上及び、犬と人とのふれあいをとおして会員相互の親睦をはかり、静岡県公園内ドッグランの運営を介して地域社会に貢献することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前項の目的を達成する為に、次の事業を遂行する。

- (1) 市民に親しまれ、人と犬に優しい静岡県公園内ドッグランの開設
- (2) 静岡県公園内ドッグランの企画及び運営
- (3) その他会長及び会員が、必要と認めた事業

(会 員)

第4条 本会は、18歳以上で、利用規則を遵守できる人は、誰でも会員になることができる。

- (1) 会員になる者は、会員登録時及び利用登録時、更新時に所定の費用を負担する。
- (2) なお、(1)で徴収した費用は、登録時及び更新時の事務費及び会の運営費に充当するものとする。
- (3) 静岡県公園内ドッグラン内整備は、会員全員の義務とする。

(役 員)

第5条 本会は、次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名 (2) 副会長 1 名 (3) 会計 1 名
- (4) 書記 2 名 (5) 監事 1 名 (6) 相談役 1 名
- (7) 運営委員 若干 名

なお、必要に応じて役員を設置及び増員することが出来る。

(役員を選出)

第6条 役員は、会員の中より総会において互選する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、1年とするが、再任を妨げない。

年度は、毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わるものとする

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表しその会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- (3) 会計は、会の経理事務処理を行う。
- (4) 書記は、会の議事内容を記録する。
- (5) 監事は、会の会務及び広報、会計を監査する。

(会議)

第9条 会議は、次のとおりとする。

- (1) 役員会 (2) 定例会・総会 (3) 臨時会

- (2) 本会の会議で検討する事項はおおむね次のとおりとする。 ① 予算・決算 ② 事業計画・事業報告 ③ 会則の改定 ④ 役員の変更 ⑤ その他必要と認められた事項

(会議の招集および議決)

第10条 本会の会議は、会長が召集し議長を任命する。

- (1) 役員会は、役員のおおむね $\frac{2}{3}$ （委任を含む）の出席により成立し、議事は出席者の過半数により議決する。
- (2) 定例会・総会、臨時会の議事は、出席者の過半数により議決し、可否同数の場合は議長の議決権による。

(退会)

第11条 会員が次の各号に該当する場合、本会を退会することができる。

- (1) 静岡市公園ドッグラン友の会会長が別に定める退会の意思を示す届を提出した場合。
- (2) 本人が、静岡市公園内ドッグラン友の会としての活動を行うことが出来なくなったとき。

(会計)

第12条 会計年度は、4月1日から翌年の3月31日とする。

附則

- 1 この会則は、静岡市公園ドッグラン友の会の発足した2014年9月14日より施行する。